

## 平成19年度都立病院経営委員会報告の経営形態見直しにおける課題について

## 1 平成19年度都立病院経営委員会報告について

## 都立病院にふさわしい新たな経営形態

都立病院が都民の医療に対する期待に応え、より質の高い医療サービスを提供していくとともに、将来にわたり、安定的かつ継続的に「行政的医療」を提供していくためには、一般地方独立行政法人（非公務員型）が、制度的に最も柔軟な経営形態である。

地方独立行政法人のメリットを生かすためには、以下の課題を解決する必要がある。

## 地方独立行政法人の制度面での課題

- ① 全国的にみても、自治体病院における導入事例、とりわけ非公務員型は極めて少ない
- ② 医療観察法の現行の規定では指定入院医療機関の運営を行うことができない（非公務員型）
- ③ 国の独立行政法人の運営をみると、交付金の一律削減をかけられている例もある
- ④ 法人独自に長期資金の調達ができない
- ⑤ 移行に当たって、職員が安定した医療サービスを提供できるよう、職場環境の整備に配慮する必要がある

## 都立病院の当面の運用面での課題

- ① 都立病院においては、医師不足の問題が急速に深刻化しており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっている
- ② 今後数年の間に、PFI事業を含めた再編整備が本格的に実施される予定であり、大きな現場環境の変化が予想される

## 2 平成19年度報告時の課題について

19年度の報告書で指摘された課題に対する現状は、以下のとおり

## 制度面での課題の現状

## ① 地方独立行政法人化の状況

	平成20年3月末		平成28年3月末	
法人数	4法人	⇒	46法人	〔 H29.4.1現在：53法人 （うち非公務員型51法人） 〕
病院数	8病院		81病院	

## ② 医療観察法に基づく指定入院医療機関

- ・平成21年3月省令改正
- ・・・・既に指定入院医療機関の指定を受けている医療機関であれば、地方独立行政法人（非公務員型）となった後も、運営可能

## ③ 地方独立行政法人の運営費繰入金

- ・地方公営企業と同様に、法に基づき、設立団体が経費の一部を負担
- ・平成21年度以降、経常収益に対する運営費繰入金の割合は低下。低下の要因は、収支改善の成果（総務省調査）

## ④ 長期資金の調達

- ・設立団体からの長期借入は可能（先行自治体においても、設立団体から資金調達し、施設整備等実施の例あり）

## ⑤ 職員の職場環境への配慮

- ・先行自治体においては、柔軟な勤務形態の整備などを図った事例あり
- ・非公務員型への移行にあたっては、職員に対する十分な説明など配慮は必要

## 運用面での課題の現状

## ① 医師不足への対応

- ・平成20年4月 東京医師アカデミー創設
- ・・・・毎年100名以上採用。創設以降、延478名修了、その半数が都立・公社病院で採用

## ② PFI事業を含めた再編整備

- ・平成22年多摩総合・小児総合、平成23年駒込、平成24年松沢と集中した都立病院として初めてのPFI事業による再編整備は完了し、5年以上経過